

様式第5号(第3条関係)

## 開示請求拒否処分決定通知書

受総人第76号  
平成24年8月17日

宮部 龍彦 様

(実施機関) 鳥取市長 竹内 功



平成24年7月31日付けで請求のありました行政文書の開示については、鳥取市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり拒否処分としましたので通知します。

請求のあった行政文書の内容	昭和46年度から昭和59年度まで鳥取市下味野で実施された小集落改良事業の対象地区の図面、事業計画を記した文書。
対象となる行政文書の名称	
拒否する理由	本件開示請求に係る行政文書は、特定の地域を指定した同和対策事業に関する文書であり、当該文書の存否を答えるだけでその地域に同和地区があるかどうかを開示することとなる。 その結果、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれがある。 よって、鳥取市情報公開条例第10条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにせず本請求を拒否する。
担当課	総務部人権政策監人権推進課 電話番号0857-20-3141
備考	

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。